

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

福津市における人口は、平成 17 年では 55,677 人、平成 22 年では 55,431 人、平成 27 年では 58,781 人となっており、平成 22 年まではほぼ横ばいであった総人口は、福間駅東地区土地区画整理事業等により、平成 22 年以降伸び続けている。年齢別人口では、0～14 歳までの人口は平成 22 年で 7,085 人、平成 27 年で 8,402 人、65 歳以上人口は平成 22 年で 14,341 人、平成 27 年で 16,928 人と増加傾向にあることに對し、15 歳～64 歳の生産年齢人口については、平成 22 年で 34,005 人、平成 27 年で 33,451 人と減少している（国勢調査による）。

福津市の産業においては、福間駅東地区土地区画整理事業や総人口増加の影響もあり、近年では商業施設の出店が相次いでいる。平成 26 年経済センサス基礎調査の結果から、福津市における産業の割合が大きいものでは、卸売業・小売業が 29.6%、宿泊業・飲食サービス業が 13.3%、生活関連サービス業・娯楽業が 10.8%となっている。また、第 2 次産業である建設業や製造業においては、建設業 9.6%、製造業 4.1%となっており、大きく突出した産業はないものの、およそ産業全般の多岐に渡っている。製造業、小売業等の従来からの事業所では、設備等の老朽化に伴う修繕に対する経費がかさんでいる上、効率の悪さも招いている現状があり、高齢化や人手不足等の課題を抱えるところも少なくない状況である。

##### (2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者等の先端設備等の導入を促すことで、投資が活発な自治体の一つとなり、さらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するために、計画期間中に 15 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、現状の課題を解決し、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）を年率 3%以上向上させることを目標とする。

#### 2 先端設備等の種類

福津市の産業は、建設業、製造業、卸売業・小売業、サービス業等と多岐に渡り、

多様な業種が福津市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。従って、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等に準ずる。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

福津市の産業は、市街地、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は福津市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

福津市の産業は、建設業、製造業、卸売業・小売業、サービス業等と多岐に渡っており、あらゆる産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。従って、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。従って、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業は、全てを対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国の同意した日から5年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 雇用の安定に配慮することとし、人員削減を目的とした取組であると判断する場合については、先端設備等導入計画の認定の対象から除外する。
- ② 健全な地域経済の発展に努めることとし、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定対象から除外する。